

2. 国民及び地方公共団体に対するアンケート調査結果の概要

環境省は、毎年、全国の20歳以上の成人約2,000人を対象にした「環境にやさしいライフスタイル実態調査」及び全ての地方公共団体を対象とした調査「環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査」の2種類のアンケート調査を行っています。標本誤差等も踏まえつつ、これらの調査結果を分析したところ、以下に示すような傾向が明らかになっています。

環境問題の解決には、国民及び地方公共団体の果たすべき役割は大きく、今後はこれらの傾向を踏まえた環境施策を講じる必要があります。

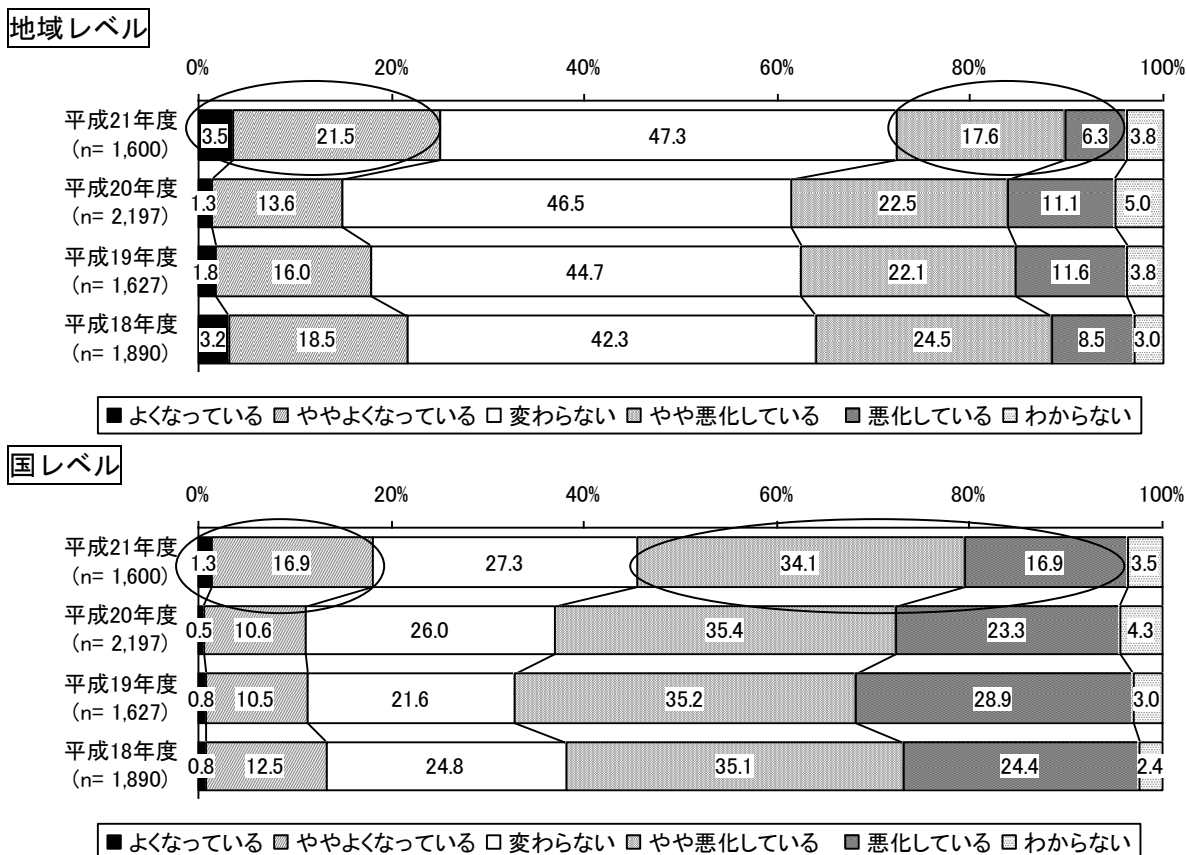
<環境にやさしいライフスタイル実態調査結果の概要>

○ 近年の環境の状況について、地球レベルでの悪化を実感している人の割合（「悪化している」と「やや悪化している」の合計）が高く、国レベル、地域レベルと身近になるにつれて、割合は低下していく傾向に変化はありません。

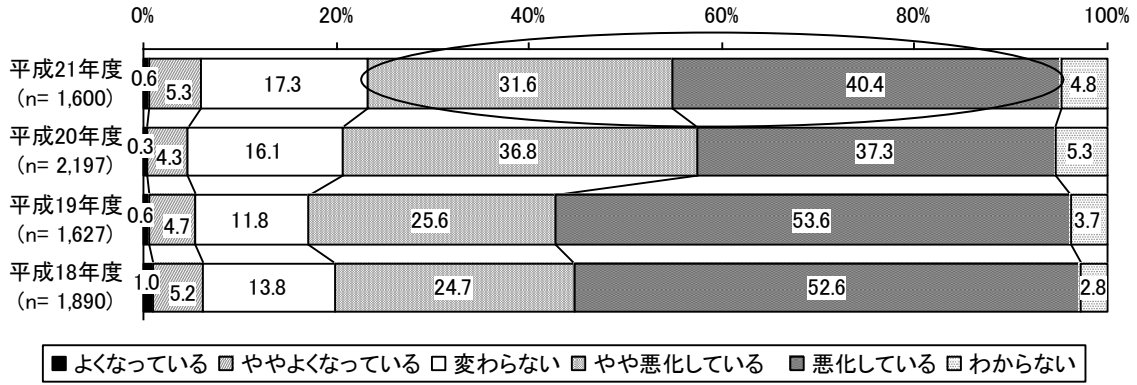
一方、平成21年度調査においては、国レベル及び地域レベルで、改善を実感している人の割合（「よくなっている」と「ややよくなっている」の合計）が上昇しました（図1）。

（図1）近年の環境の状況についての実感

出典)環境にやさしいライフスタイル実態調査(平成21年度調査、環境省)



地球レベル

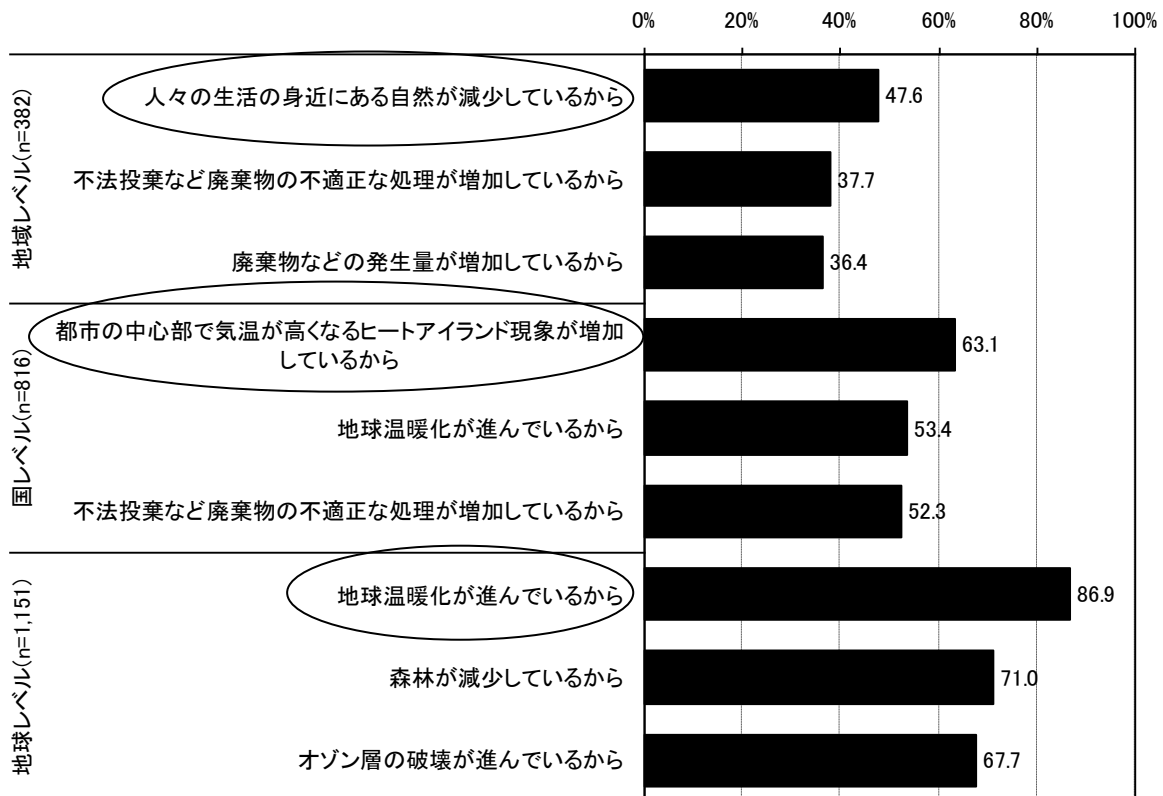


○ 環境の状況が「悪化している」又は「やや悪化している」という回答をした人の回答理由について、地球レベルにおいては、「地球温暖化が進んでいるから」が最も多くなっています。

他方、国レベルにおいては、「都市の中心部で気温が高くなるヒートアイランド現象が増加しているから」、地域レベルにおいては、「人々の生活の身近にある自然が減少しているから」が最も多くなっており、対象とするレベルに応じて、環境悪化を実感する理由は身近なものとなっています（図2）。

（図2）環境悪化を実感する理由（上位3位）

出典)環境にやさしいライフスタイル実態調査(平成21年度調査、環境省)



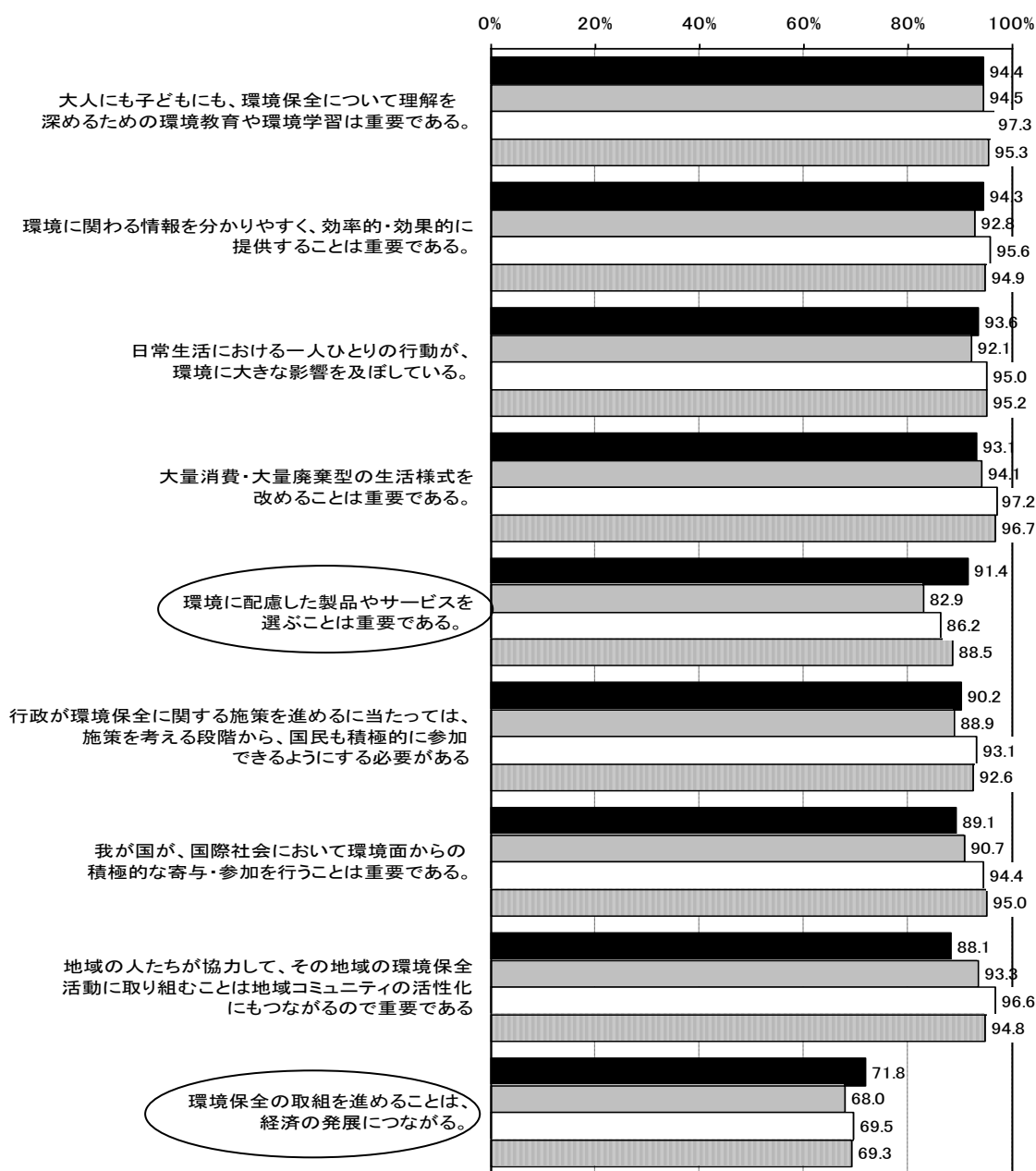
○ 環境問題への取組に対する考えや意見については、ほとんどの項目で「そう思う」（「大変そう思う」、「ややそう思う」の合計）との回答が、引き続き 90% を超えており、環境問題に対する取組に対して肯定的であることが窺えます。

特に、「環境に配慮した製品やサービスを選ぶことは重要である」が約 91% となり、昨年度より 8% ポイント以上上昇しましたが、これは平成 21 年 7 月からスタートした家電エコポイント制度等の施策により、関心が高まったことが一因と推測されます。

他方、「環境保全の取組を進めることは経済の発展につながる」が、引き続き約 70% にとどまっており、「環境と経済の好循環」へ向けた取組を一層推進していく必要があります（図 3）。

（図 3）環境問題への取組に対する考え方（「大変そう思う」、「ややそう思う」の合計）

出典)環境にやさしいライフスタイル実態調査(平成 21 年度調査、環境省)



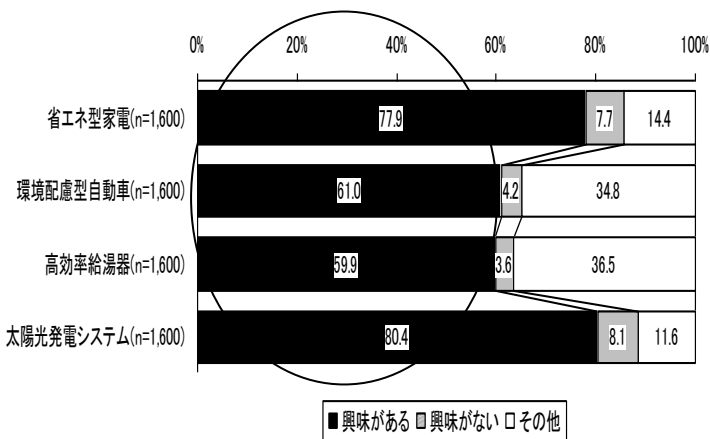
■ 平成21年度(n=1,600) □ 平成20年度(n=2,197) □ 平成19年度(n=1,627) □ 平成18年度(n=1,890)

○ 環境に配慮した製品への興味については、省エネ家電、環境配慮型自動車、高効率給湯器及び太陽光発電システムのいずれにおいても、「興味がある」（購入又は発注済も含む）と回答した割合は、約 60%から約 80%と総じて高い傾向にあり、関心の高さが窺えます（図 4）。

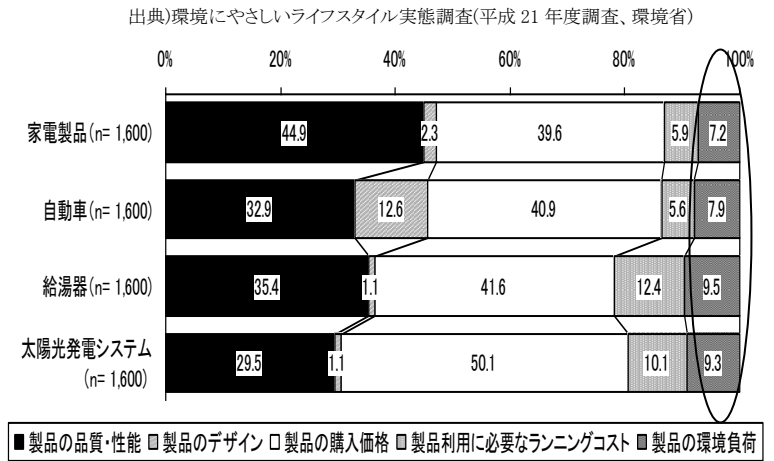
しかしながら、製品を実際に購入する際に重視する項目は、いずれの製品においても、「（省エネ性能・低公害性能等を踏まえた）製品の環境負荷」と回答した割合が 10%を下回っており、むしろ、「製品の品質・（一般的）性能」及び「製品の購入価格」と回答した割合が高く、環境配慮型の消費選好とはなっていません（図 5）。

一方で、環境に配慮した製品購入のインセンティブとして、補助金（エコポイント等）、減税等の支援策への要望が高くなっています（図 6）。

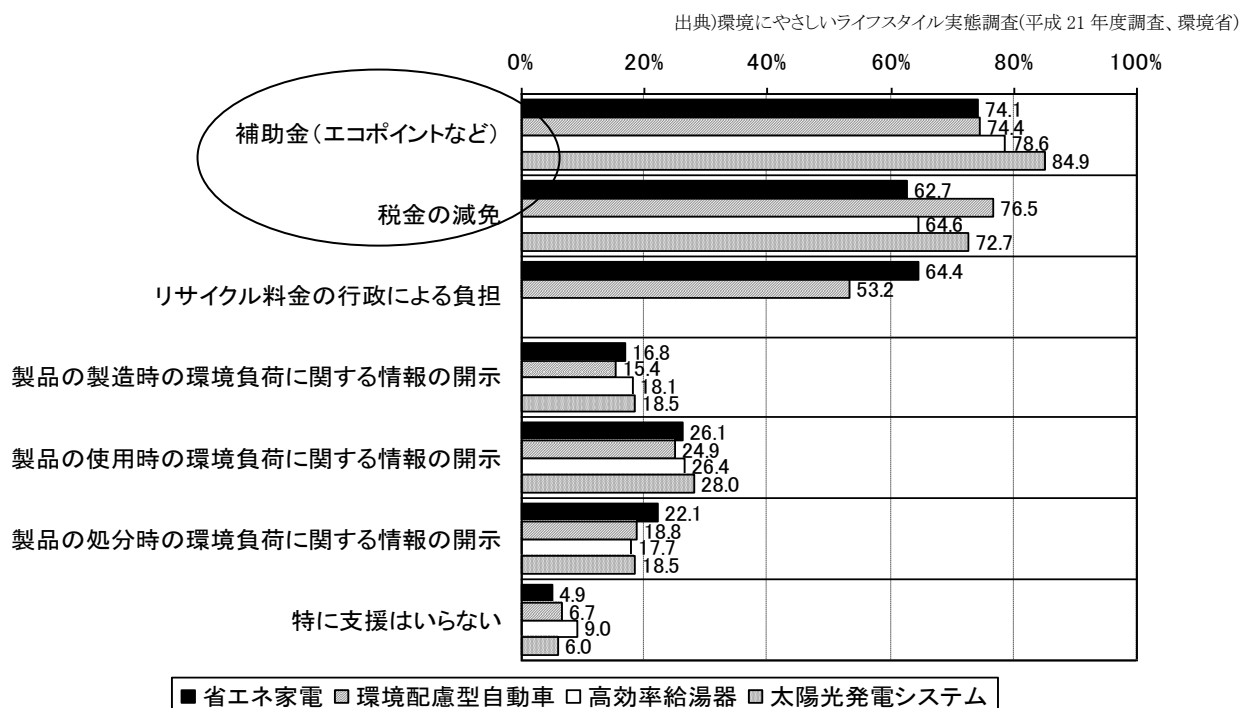
（図 4）環境に配慮した製品への興味



（図 5）製品購入時の重視項目（1 位）



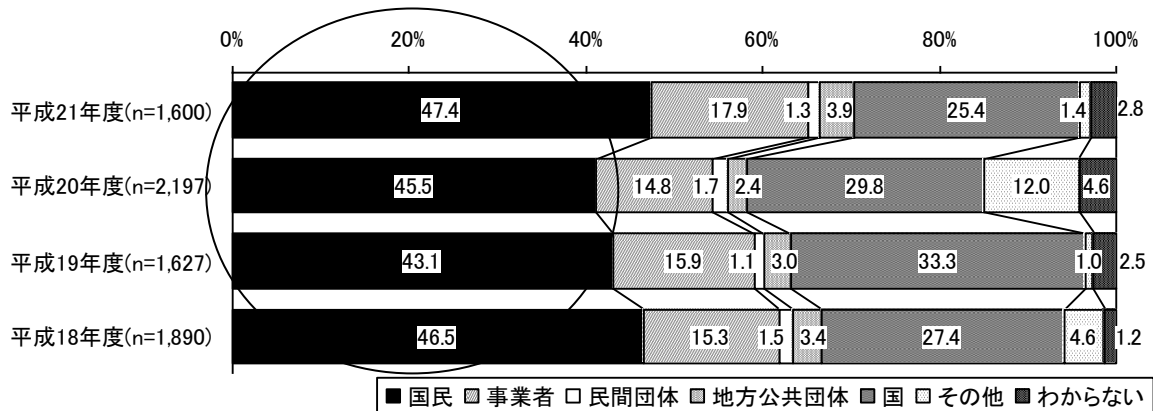
（図 6）環境に配慮した製品購入時に希望する支援



- 環境保全に重要な役割を担う主体は国民であると考えている国民の割合は、約半数となっており、国（約 25%）及び事業者（約 18%）を大きく上回っています。国民の環境保全に対する意識の高さが窺えます。なお、この傾向は、過去 4 年で大きな変化はありません（図 7）。

（図 7）環境保全で最も重要な役割を担う主体

出典)環境にやさしいライフスタイル実態調査(平成 21 年度調査、環境省)



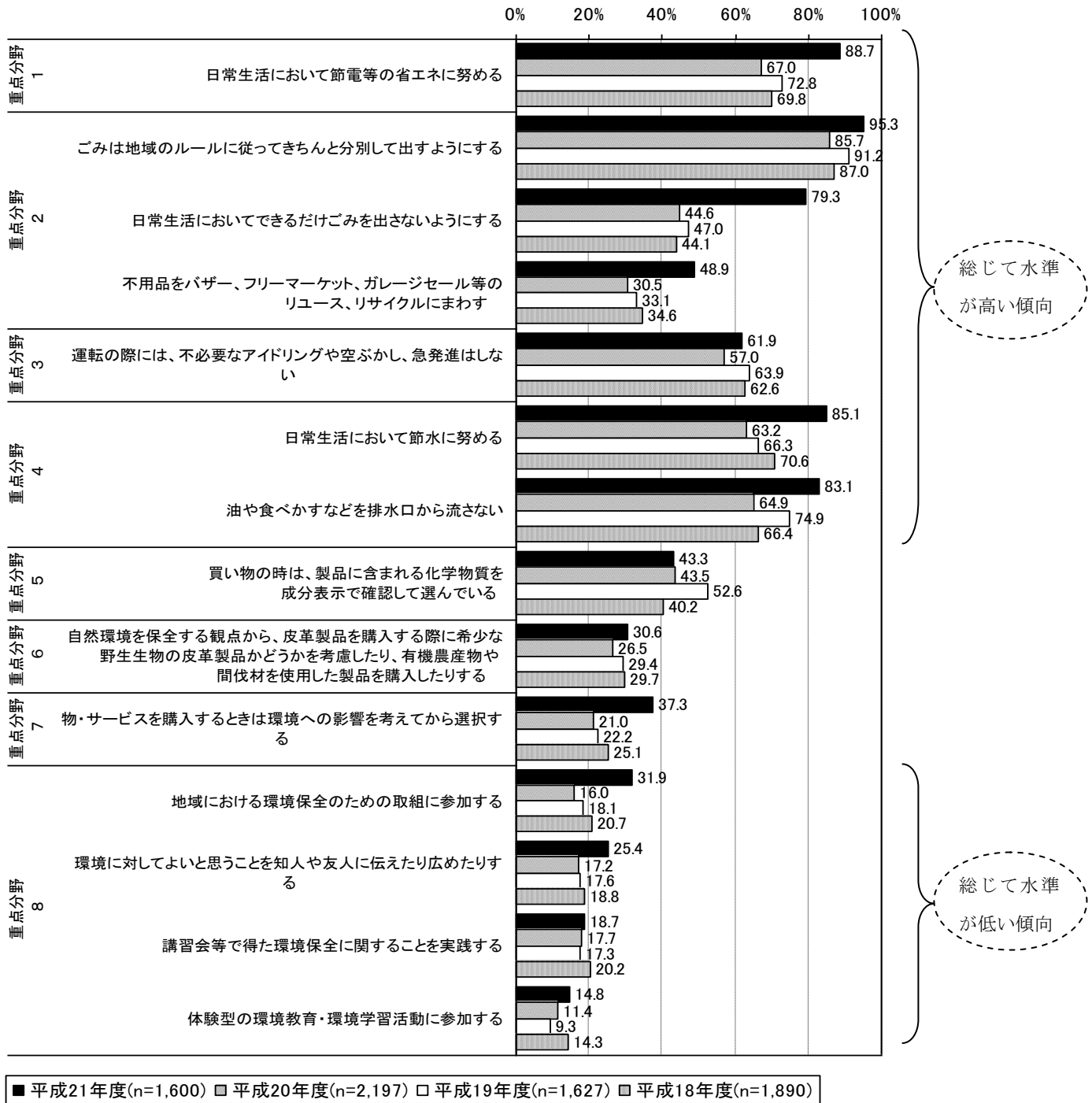
- 国民が取り組む環境保全行動の実態について見ると、「節電等の省エネ」、「ゴミの分別、排出抑制」、「節水」等、家庭内で日常的に対応可能な取組の実施率が高くなっています。

第三次環境基本計画の重点分野政策プログラムごとに、「実施している」と回答した人の割合を整理すると、<重点分野1：地球温暖化問題>、<重点分野2：物質循環の確保と循環型社会の構築>、<重点分野3：都市における良好な大気環境の確保>、<重点分野4：環境保全上健全な水循環の確保>の各分野に関する取組の実施率が、概ね 50% を上回っており、水準が高い傾向にあります。

他方、<重点分野8：環境保全の人づくり・地域づくりの推進>に係る取組については、実施率が 20% 未満の項目もあり、重点分野の中でも実施率の低い分野となっています（図 8）。

(図8) 環境基本計画の重点取組分野ごとの環境保全行動実施状況

出典)環境にやさしいライフスタイル実態調査(平成21年度調査、環境省)



●参考

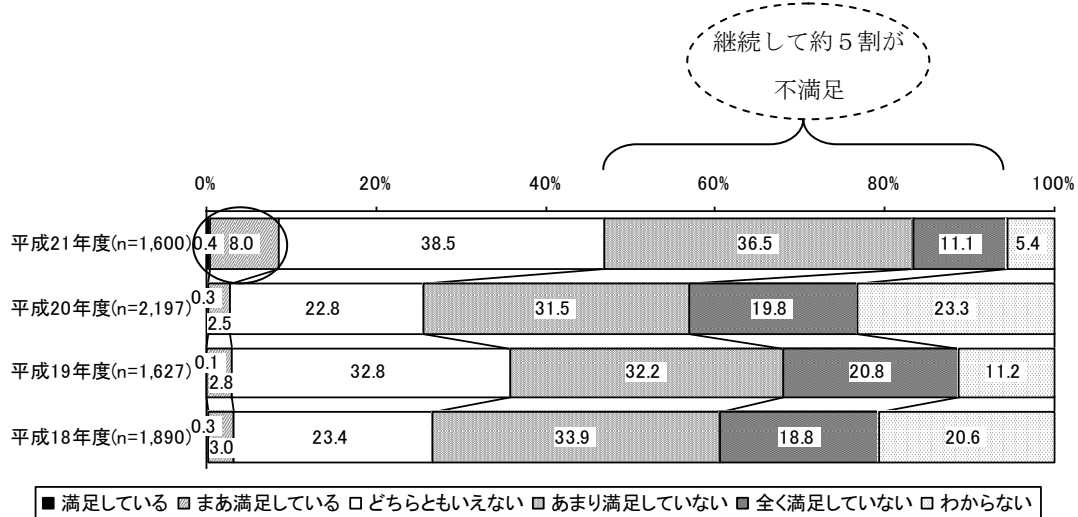
- <重点分野1> 地球温暖化問題に対する取組
- <重点分野2> 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組
- <重点分野3> 都市における良好な大気環境の確保に関する取組
- <重点分野4> 環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組
- <重点分野5> 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組
- <重点分野6> 生物多様性の保全のための取組
- <重点分野7> 市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり
- <重点分野8> 環境保全の人づくり・地域づくりの推進

○ 国が行っている環境行政への満足度（「満足している」及び「まあ満足している」の合計）は約8％と、前年度までと比較して上昇しています。同時に、引き続き約半数は不満足（「全く満足していない」及び「あまり満足していない」の合計）と回答しています（図9）。

こうした傾向は、地方公共団体においても同様に見受けられます。（図10）。

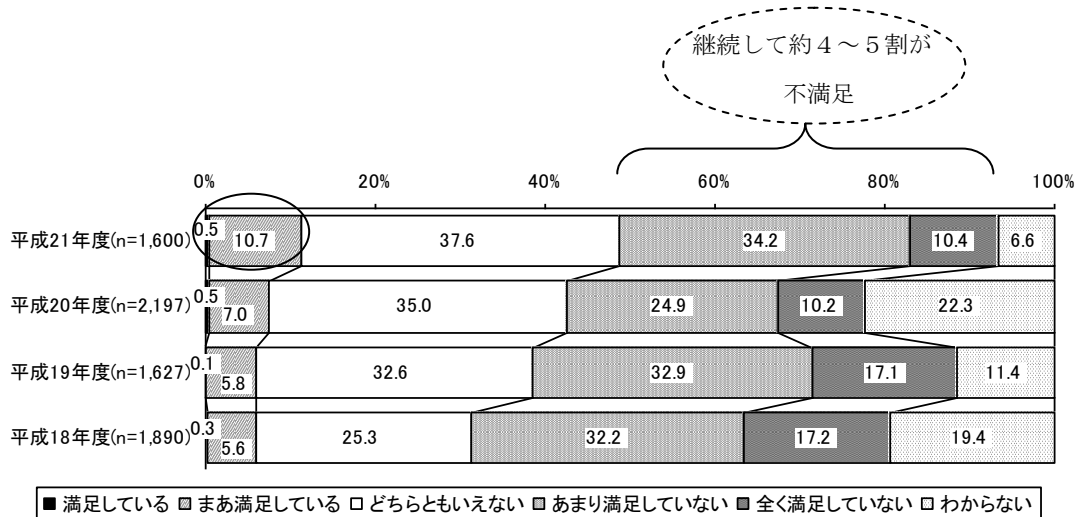
（図9）国の環境行政への評価

出典)環境にやさしいライフスタイル実態調査(平成21年度調査、環境省)



（図10）地方公共団体の環境行政への評価

出典)環境にやさしいライフスタイル実態調査(平成21年度調査、環境省)



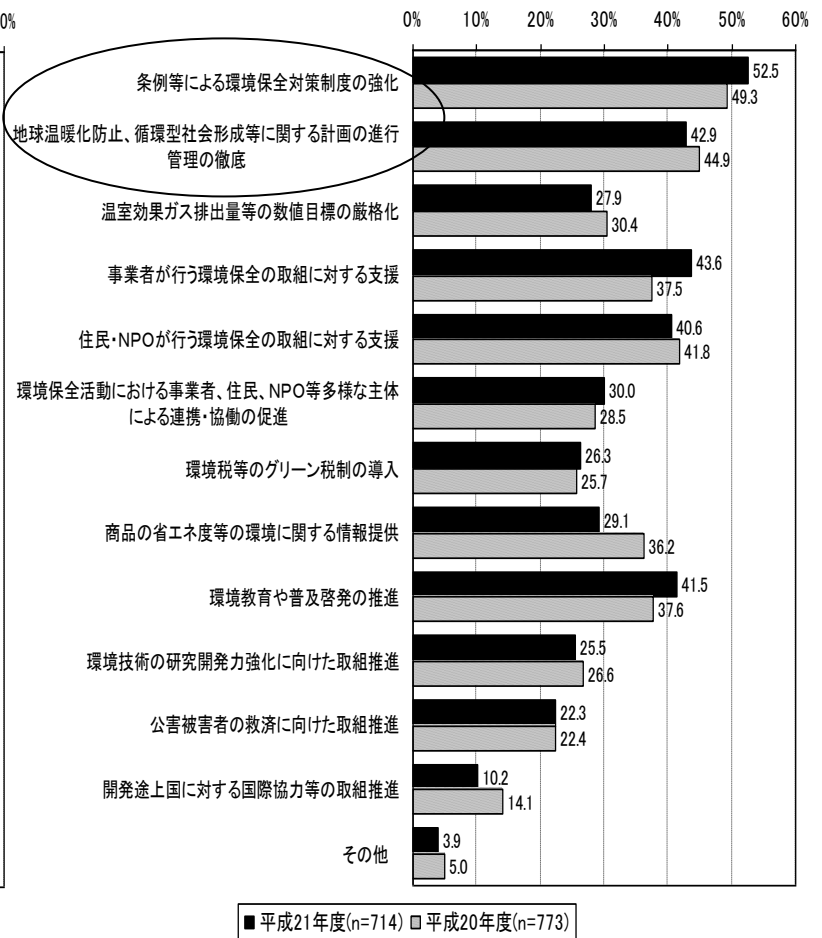
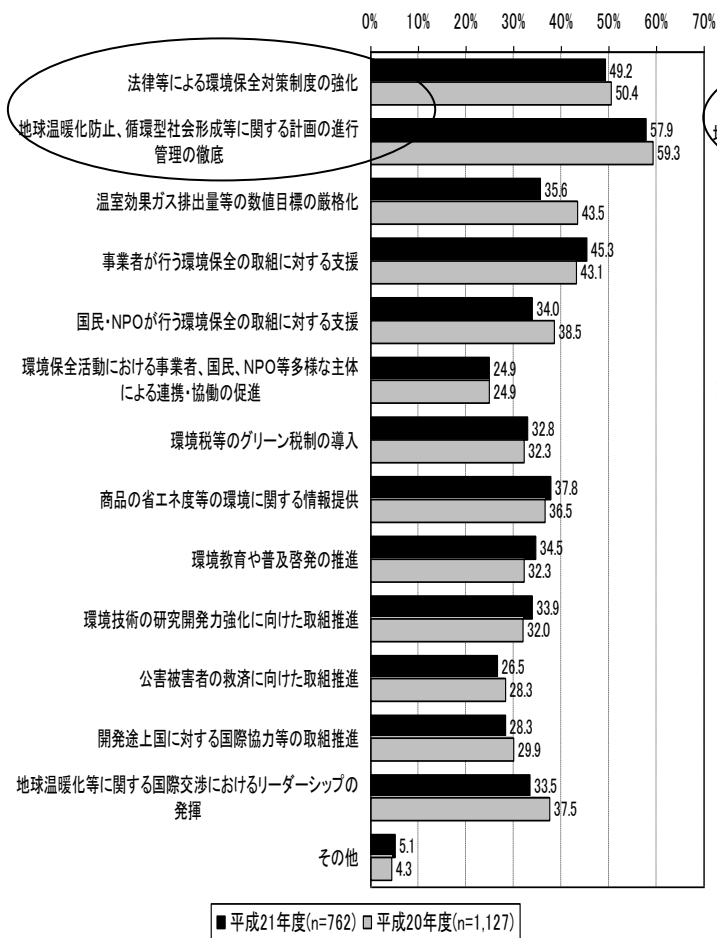
○ 国及び地方公共団体が行っている環境行政に対する満足度の低さを踏まえ、今後、環境行政が求めることについて調査したところ、国及び地方公共団体の双方について、概ね半数の人が、「法律（条例）等による環境保全対策制度の強化」及び「地球温暖化防止、循環型社会形成等に関する計画の進行管理の徹底」といった、総合的な環境行政の推進を求めていることが分かりました。

また、国については、ほぼ全ての項目について、概ね3割以上の人が、「今後求めること」に挙げており、環境保全上いまだ多くの課題を抱えていること、さらに、国民の環境への関心が高いことが窺えます（図11及び図12）。

国及び地方公共団体においては、引き続き、このような国民の環境に関する問題意識を踏まえ、環境行政を強化すべきです。その際、国民の関心に対応した情報の提供、国民のニーズの的確な把握、様々な主体に対し、環境保全活動を行うよう呼びかけ、支援すること等により、国民とのコミュニケーションと連携を強化すべきです。

（図11）国に対して今後求めること （図12）地方公共団体に対して今後求めること

出典）環境にやさしいライフスタイル実態調査（平成21年度調査、環境省）



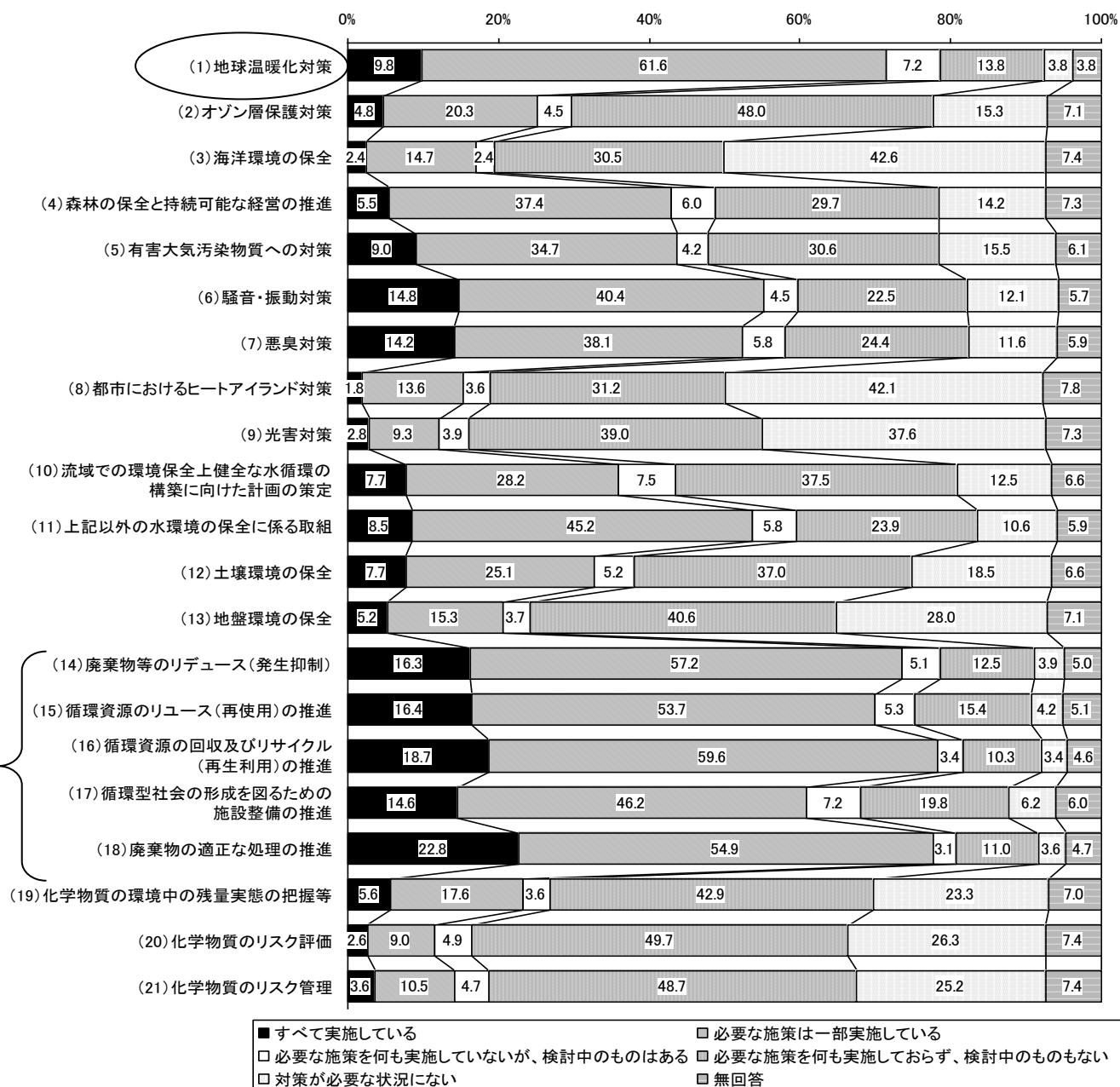
<環境基本計画に係る地方公共団体の取組についてのアンケート調査結果の概要>

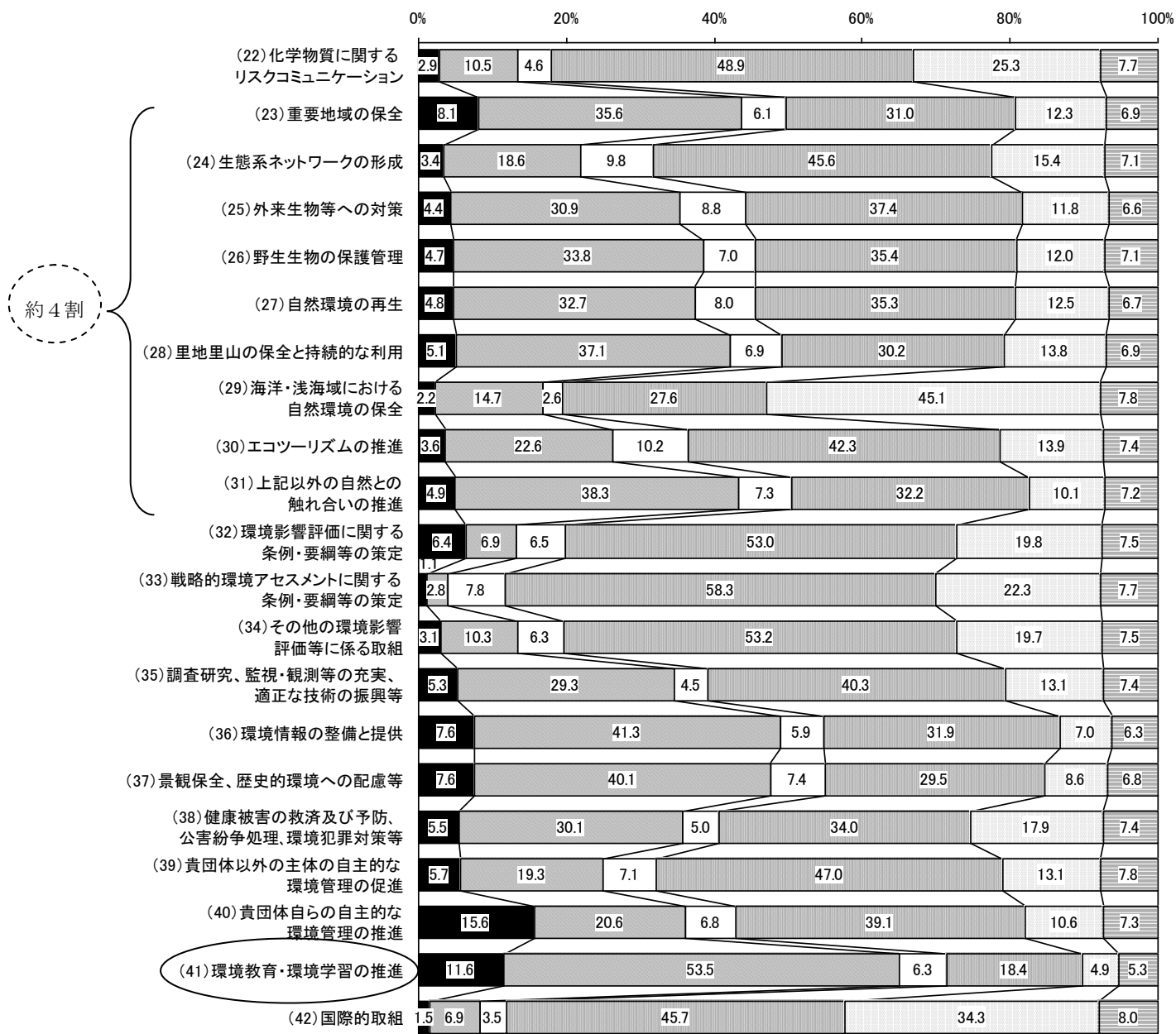
○ 地方公共団体が取り組む環境施策について実施率（「すべて実施している」及び「必要な施策は一部実施している」の合計）を見てみると、循環資源の回収・リサイクル・リユース、廃棄物のリデュース・適正な処理といった住民生活に密接な関連を有する分野で7割前後の実施率となっています。また、地球温暖化対策のほか、環境教育・環境学習の推進も実施率が高い傾向にあります。

一方、図2で示した「環境悪化を実感する理由」のうち、地域レベルで最も回答の多かった「人々の生活の身近にある自然が減少しているから」との項目に対応する自然環境の保全等に関する取組の実施率は、概ね4割程度となっています（図13）。こうした現状を踏まえ、引き続き、地方公共団体の取組を促していくための有効な施策を検討していくことが求められます。

(図13) 環境施策の実施状況

出典)環境基本計画に係る地方公共団体の取組についてのアンケート調査(平成21年度調査、環境省)





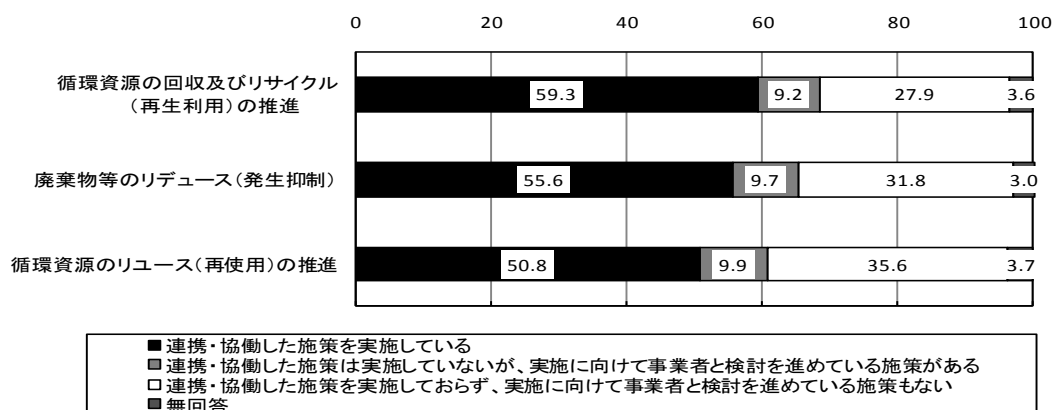
すべて実施している
 必要な施策は一部実施している
 必要な施策を何も実施していないが、検討中のものはある
 必要な施策を何も実施しておらず、検討中のものもない
 対策が必要な状況にない
 無回答

○ 地方公共団体と様々な主体との連携・協働の実施状況を見ると、住民・住民団体及び事業者については、循環資源の回収・リサイクルなど日常生活に密接な関連を有する分野で、また、民間団体（環境 NPO 等）については、環境教育、里地里山の保全等の分野で連携・協働が進んでいます（図 14、図 15 及び図 16）。

パートナーシップ社会の構築に向けて、連携・協働の仕組みづくり及び支援の強化を進めることが、引き続き求められます。

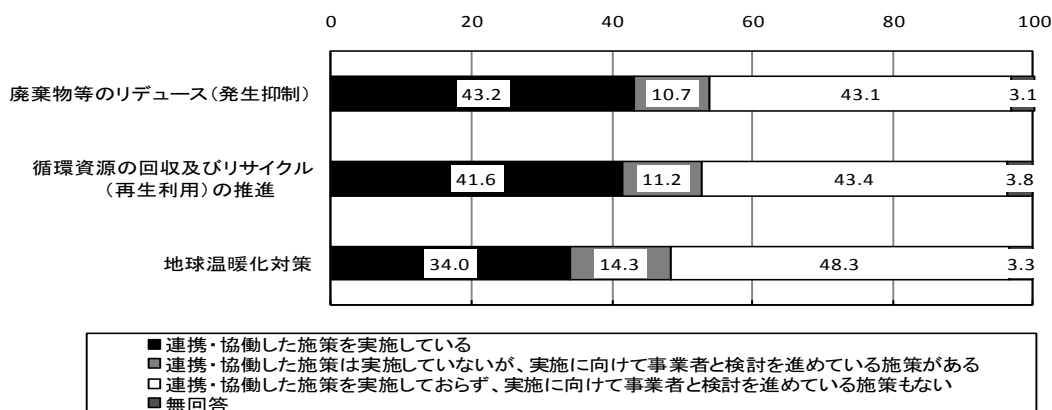
（図 14）住民・住民団体との連携・協働の実施状況（上位 3 位）

出典)環境基本計画に係る地方公共団体の取組についてのアンケート調査より作成(平成 21 年度調査、環境省)



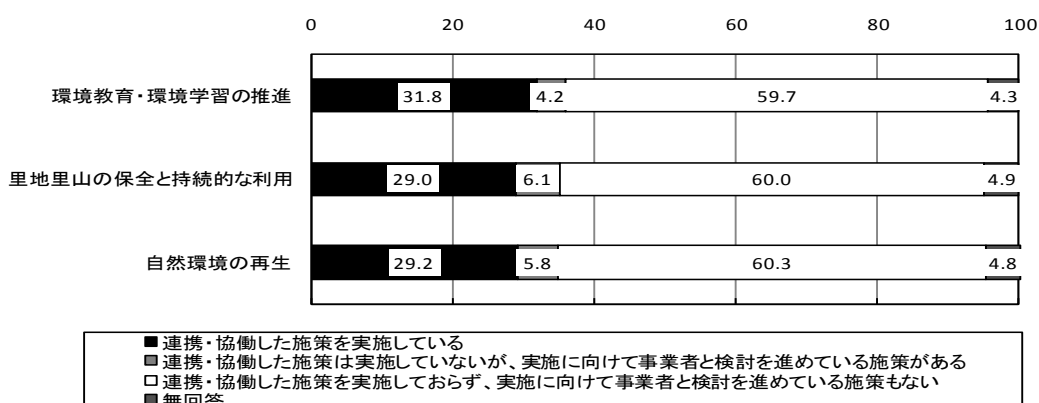
（図 15）事業者との連携・協働の実施状況（上位 3 位）

出典)環境基本計画に係る地方公共団体の取組についてのアンケート調査より作成(平成 21 年度調査、環境省)



（図 16）民間団体（環境 NPO 等）との連携・協働の実施状況（上位 3 位）

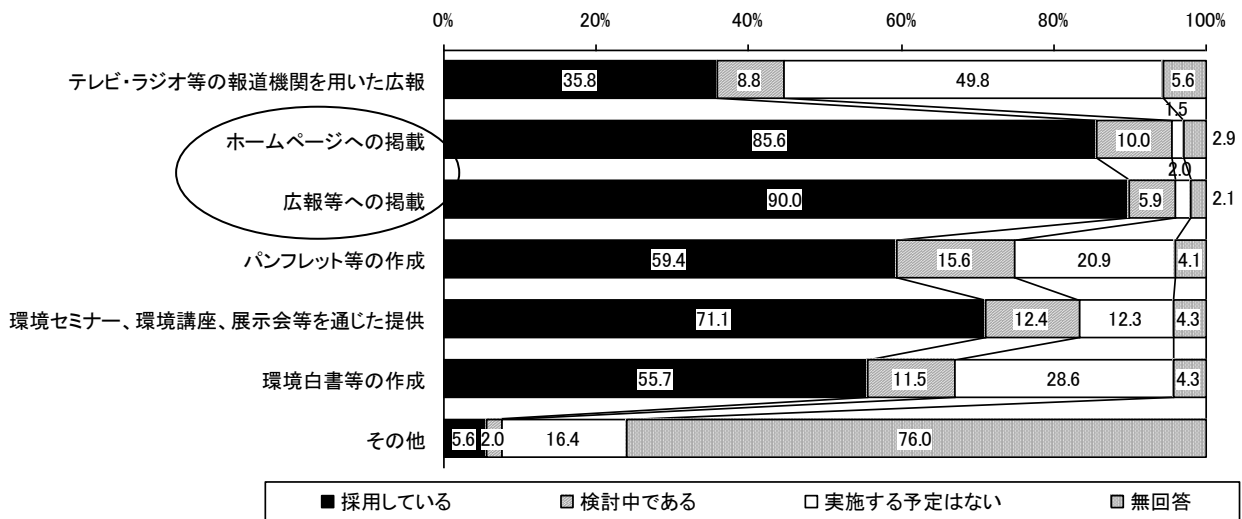
出典)環境基本計画に係る地方公共団体の取組についてのアンケート調査より作成(平成 21 年度調査、環境省)



- 住民への情報提供の方法は「広報誌等への掲載」が最も多く、次いで「ホームページへの掲載」による情報提供が進んでいます（図 17）。
- 様々な主体に対する情報提供を念頭に置いた、提供する情報の内容や情報提供の方法の多様化が望まれます。

(図 17) 環境施策に関連する情報提供の方法

出典)環境基本計画に係る地方公共団体の取組についてのアンケート調査(平成 21 年度調査、環境省)

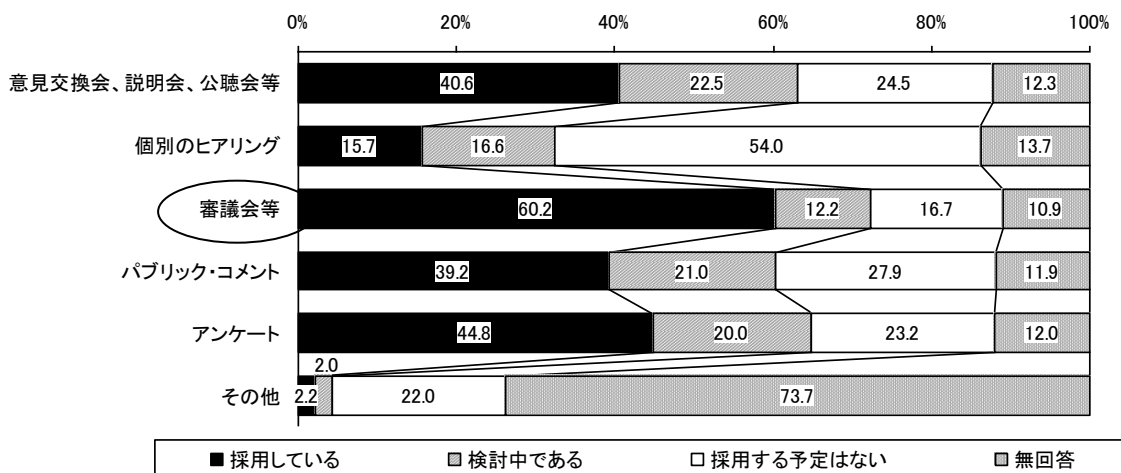


- 環境保全施策推進過程における住民意見の取り入れについて、最も多く採用されている方法は「審議会等」ですが、「アンケート」、「意見交換会、説明会、公聴会等」、「パブリック・コメント」等、様々な方法が採用されています(図 18)。

今後とも、環境保全施策の推進に当たり、様々な方法で住民意見が積極的に取り入れられることが望まれます。

(図 18) 環境施策の推進過程における住民等の意見取入の方法

出典)環境基本計画に係る地方公共団体の取組についてのアンケート調査(平成 21 年度調査、環境省)



参 考（各調査対象の属性等）

○環境省「環境にやさしいライフスタイル実態調査」

インターネットを用い、全国の20歳以上の成人男女を対象に平成22年2月1日から2月10日を調査期間として実施し、1,600人の回答を得た。

＜回答者属性（ ）内％：小数点については四捨五入の関係から一致しない箇所がある＞

（1）性別

男性	女性
800 (50.0)	800 (50.0)

（2）年代別

20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
220 (13.8)	280 (17.5)	252 (15.8)	255 (15.9)	275 (17.2)	318 (19.9)

（3）職業別

農林漁業	商工販売 サービス業	自由業	会社役員・ 会社経営	会社員	公務員
15 (0.9)	73 (4.6)	55 (3.4)	41 (2.6)	427 (26.7)	53 (3.3)

団体職員	学生	パート・ アルバイト	専業主婦	無職	その他
23 (1.4)	56 (3.5)	162 (10.1)	351 (21.9)	289 (18.1)	55 (3.4)

（4）地域別

北海道・東北	関東	北陸	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄
191 (11.9)	661 (41.3)	60 (3.8)	213 (13.3)	267 (16.7)	107 (6.7)	101 (6.3)

（5）都市規模別

政令指定都 市	10万人以上 の市、特別	10万人未満 の市	町村
321 (20.1)	800 (50.0)	318 (19.9)	161 (10.1)

※ 本調査における調査方法・属性の設定等は、各年度によって異なるため、性別及び年代の属性に関して総務省統計局の人口推計値を用いて補正を行い、経年比較を試みた。その結果、補正前後で大きな変化は見られなかった。ただし、当該補正を行った場合においても、サンプルバイアス、測定誤差等がある点には注意が必要である。

○環境省「環境基本計画に係る地方公共団体の取組についてのアンケート調査」

全ての地方公共団体（1,825団体：47都道府県、18政令指定都市、東京都23特別区及び1,787市区町村）を対象に、平成22年2月～3月を調査期間として、調査票を郵送発送・郵送回収するアンケート形式及び電子メールにおいて電子調査票データを送受信する調査形式により調査を実施した。期間内に1,371団体から回答が寄せられた（有効回収率：75.1%）。

総数	全体	都道府県	政令指定都市	市区町村
発送数	1,825団体	47団体	18団体	1,760団体
有効回収数	1,371団体	47団体	18団体	1,306団体
有効回収率	75.1%	100.0%	100.0%	74.2%
回収構成比率	100.0%	3.4%	1.3%	95.3%

3. 予防的な取組方法の考え方に基づく施策のフォローアップの結果について

環境基本計画において予防的な取組方法の考え方^{※1}に基づいて対策を進めることとしている各施策について、環境省においてその取組状況を調査しました。今回の調査では、昨年度の「第三次環境基本計画の進捗状況・今後の政策に向けた提言について」が閣議報告された平成21年12月以降に行われた施策について、フォローアップを行いました。

その結果は以下のとおりであり、温室効果ガスの中長期的な排出削減に向けた「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ（環境大臣試案）」の発表、「エネルギー基本計画」や「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」の閣議決定、化学物質安全性情報の統合的な共有に向けた化学物質の安全性情報基盤整備の実施、有害大気汚染物質に係るリストの最新の知見を踏まえた見直しの検討等が進められるなど、環境行政の各分野において、予防的な取組方法の考え方に基づく施策等が進められています。

今後も、国内施策だけではなく国際的取組に係る施策についても、引き続き、推進すべきです。また、平成21年度から今年度にかけて行われたフォローアップの結果等を踏まえ、第四次環境基本計画の策定を見据えつつ、予防的な取組方法の考え方に基づく施策の推進方法等について必要な検討を行うことが求められます。

以下、環境基本計画第二部第2章の環境保全施策の体系に沿って、環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述^{※2}、予防的取組を実施しないことによる被害の大きさ、各施策の概要及び施策の進捗状況等を報告します。

※1 予防的な取組方法の考え方の定義は様々であり、使用される用語も異なるが、国際連合環境開発会議（地球サミット）におけるリオ宣言の第15原則が最も広く合意された記述であるという点は概ね共通している。

＜リオ宣言第15原則＞

環境を保護するためには、予防的な取組方法が各国の能力に応じてそれぞれの国で広く適用されなければならない。重大あるいは取り返しのつかない破壊が発生するおそれがある場合には、科学的確実性が十分でないという理由で環境劣化を予防するために費用対効果の高い手法を適用することを延期すべきではない。

※2 各項目における＜環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述＞中の括弧による記述は、文意を補足するため環境基本計画本文に書き加えたものです。

(1) 環境問題の各分野に係る施策

ア 地球環境の保全

《地球温暖化問題に対する取組》

＜環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述＞

地球温暖化は極めて深刻かつ不可逆的な影響をもたらすおそれがあることから、予防原則に基づいて対策を進めることが必要です。このような観点から、国内及び国際的な長期的対策に関する検討を進めます。

＜予防的取組を実施しないことによる被害の大きさ＞

これまでに公表されてきた様々な研究成果のうち、例えば、平成19年(2007年)に取りまとめられたIPCC第4次評価報告書では、気候システムの温暖化には疑う余地がなく、20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは人為起源の温室効果ガス濃度の観測された増加によってもたらされた可能性が非常に高いとしています。この報告は、温室効果ガスの排出が現在以上の速度で増加し続けた場合、21世紀には更なる温暖化がもたらされ、世界の気候システムに多くの変化が引き起こされるであろうということや、極端な気象現象の頻度と強度の変化及び海面水位上昇は、自然及び人間システムに、主として悪影響を及ぼすこと等を予想しています。

＜施策の概要＞

- (ア) 地球規模での温室効果ガスの更なる長期的・継続的かつ大幅な削減を進めるため、我が国としては、1990年比で、2020年までに25%の温室効果ガスの排出削減を目指すとの中期目標を、すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提として掲げるとともに、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すとの長期目標を掲げ、2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減するとの目標をすべての国と共有するよう努め、リーダーシップを発揮していきます。
- (イ) 2020年25%、2050年80%削減を実現するための具体的な対策・施策の一つの絵姿、及びその場合の経済効果を提示しながら、地球温暖化対策を推進します。
- (ウ) 国内排出量取引制度については、環境省において、パブリックコメント等も行いつつ、制度の在り方について専門的な検討や論点整理を行います。
- (エ) 経済産業省において、地球温暖化対策の具体化に向けて、排出量取引制度を含む様々な政策手法について検討を行います。また、地球温暖化対策を進めていく際には、その政策の意義や課題、国民経済や産業活動に与える影響等に関して全国各地の国民の皆様と議論を行い、理解を深めることが重要です。
- (オ) 地球温暖化対策を基本的視点の一つに含めつつ、エネルギー政策や経済成長について検討を行っていきます。
- (カ) 地球環境保全のための予防的な政策に資する研究を競争的研究資金により支援しています。

- (キ) 農林水産施策においては、平成19年(2007年)6月に策定した農林水産省地球温暖化対策総合戦略に基づき、京都議定書の6%削減約束の達成に貢献するための森林吸収源対策、バイオマスの利活用の推進や施設園芸・農業機械等の省エネルギー対策等の地球温暖化防止策を推進しています。
- (ク) 気候変動に伴う河川環境における外力の変化については予測値に大きな幅が存在するため、各流域や沿岸域において調査・観測をしてきた雨量、水位、流量、潮位、波高、水質、流出土砂量、河道形状、生物、被災状況等のデータを活かして外力の変化をモニタリングします。その結果はデータベース化し、適応策の検討に反映するとともに公表します。

< 施策の進捗状況等 >

- (ア) 平成21年(2009年)12月には、デンマークのコペンハーゲンでCOP15及びCOP/MOP5が開催され、「コペンハーゲン合意」がとりまとめられ、条約締約国会議として「同合意に留意する」と決定されました。交渉においては、内閣総理大臣、環境大臣が、日本は、全ての主要排出国が参加する公平で実効性のある枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提に、2020年までに1990年比25%の削減を目指すことを改めて表明するとともに、我が国は、「鳩山イニシアティブ」として、温室効果ガスの排出削減等の気候変動対策に積極的に取り組む途上国や、気候変動の悪影響に脆弱な状況にある途上国を広く対象として、平成24年(2012年)末までの約3年間で1兆7,500億円(概ね150億ドル、そのうち公的資金は1兆3,000億円(概ね110億ドル))の支援を実施していく旨を発表し、各国から歓迎されるとともに、交渉の進展に弾みを付けました。また、適応、キャパシティビルディング分野等での途上国支援の道筋を付けること等に尽力しました。我が国としても、コペンハーゲン合意に基づき、「コペンハーゲン合意」に賛同する意思を表明し、2020年の排出削減目標として、これまで表明した前提条件付きの目標を平成22年(2010年)1月に気候変動枠組条約事務局に提出しました。その達成のため、キャップ・アンド・トレード方式による国内排出量取引制度、地球温暖化対策のための税及び全量固定価格買取制度の創設を含む政策の検討などを着実に進めています。
- (イ) 2010年3月31日に「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ(環境大臣試案)」を発表しました。現在、環境省において、中央環境審議会地球環境部会の下に「中長期ロードマップ小委員会」を設置し、我が国における中長期の温室効果ガス削減目標を実現するための対策・施策の具体的な姿を精査しています。また、国民各界各層の御意見を伺うため、「地球温暖化対策に係る国民対話～チャレンジ25日本縦断キャラバン～」を全国7箇所で開催し、延べ約1000名の参加を得ました。
- (ウ) 国内排出量取引制度については、中央環境審議会地球環境部会の下に設置された「国内排出量取引制度小委員会」において、幅広い見地からの意見を聴きつつ、制度の在り方について論点整理を行っているところであり、平成22年3月に閣議決定された地球温暖化対策基本法案の規定も踏まえ、具体的な制度設計に係る検討を進めます。(P)
- (エ) 産業構造審議会地球環境小委員会の下に設置された「政策手法ワーキンググループ」においては、諸外国の動向や環境と経済の両立のあり方等について整合性を図りながら、

排出量取引制度を含む様々な政策手法を検討中です。また、経済産業省が立ち上げた「環境・エネルギー政策に関する国民対話」は、平成 22 年 4 月から 6 月にかけて、全国 11 箇所で開催され、延べ約 1720 人の参加を得て、179 人から御意見を伺いました。これらの意見も踏まえ、引き続き環境・エネルギー政策の具体化を図ります。

(オ) 2010 年 6 月 18 日に閣議決定された「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」においては、7 つの「強みを生かす成長分野」の一つとして、「グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略」が位置づけられ、低炭素社会づくりを推進することとしています。さらに同日、地球温暖化対策の強化を基本的視点の一つに据えた「エネルギー基本計画」が閣議決定されました。今般閣議決定された「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」や「エネルギー基本計画」について、今後具体化を図ります。

(カ) 平成 21 年度から開始された S-6「アジア低炭素社会に向けた中長期政策オプションの立案・予測・評価手法の開発とその普及に関する総合的研究」（研究期間：平成 21 年度（2009 年度）～平成 25 年度（2013 年度））では、バックキャスト手法を用いて、アジア低炭素社会への政策ロードマップの策定・提案とその普及を行う研究が進められています。

(キ) 農林水産分野においては、平成 20 年（2008 年）7 月に改定した農林水産省地球温暖化対策総合戦略に基づく地球温暖化防止策が推進されています。具体的には、

- ① 森林吸収源対策
- ② 省エネルギー対策
- ③ 温室効果ガス排出削減に国民の意識を誘導する省 CO2 効果の表示
- ④ 排出量取引やカーボンオフセットにおけるクレジットの創出に向けた取組
- ⑤ 農地土壌の温室効果ガスの吸収源としての機能の活用に向けた取組

などを強力的に進めているところです。

また、バイオマスの利活用の推進については、①農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成 20 年法律第 45 号）の運用、②バイオ燃料製造設備に係る固定資産税の軽減等の措置、③食料と競合しない日本型バイオ燃料生産拡大対策、④バイオマスタウン構築の加速化（平成 22 年（2010 年）5 月末現在 279 地区が公表）、⑤バイオマス活用推進基本法（平成 21 年法律第 52 号）の運用などの取組が進められています。

(ク) 河川環境に関して、これまで気候変動の影響を判断できるデータや知見が少なく、地球温暖化による河川環境の変化を把握、予測することは困難な状況です。河川環境の変化と気候変動の関係を分析し適切な河川管理に努めていくため、引き続き知見やデータの蓄積を図るモニタリングを強化します。

《オゾン層保護対策》

＜環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述＞

オゾン層破壊は、長期的な環境問題であり、地球規模の深刻な影響が懸念されていることから、科学的知見の充実を図りながら、予防的見地に立って着実に対策を進めます。

< 予防的取組を実施しないことによる被害の大きさ >

紫外線（UV-B）は、核酸などの重要な生体物質に損傷をもたらす、皮膚がんや白内障の増加、免疫抑制など人の健康に影響を与えるほか、陸域、水圏生態系に悪影響を及ぼします。特に極緯度地域では、成層圏オゾン層の破壊により有害な紫外線（UV-B）の地上への照射量が増大し、これらの悪影響の増加が懸念されます。

< 施策の概要 >

フロンなどの大気放出は、人の健康及び環境に悪影響を及ぼすおそれのあるオゾン層破壊を生じさせる可能性があるため、これら物質の放出を規制する予防措置をとることにより、オゾン層を保護することが必要です。このため、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」及びこれを実施するための特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号）に基づき、オゾン層の状況、オゾン層破壊物質等の大気中濃度等について監視するとともに、生産及び輸出入の規制を行います。さらに、既に市中に出回っている業務用冷蔵・冷凍・空調機器等からオゾン層破壊物質であるフロン類の回収・破壊を特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン回収・破壊法」という。）等関連法に基づき進めています。

< 施策の進捗状況等 >

オゾン層の状況、オゾン層破壊物質等の大気中濃度等の監視結果に関する年次報告書を取りまとめ、公表しています。また、フロンなどの生産及び輸出入を規制しています。さらに、フロン類の回収・破壊を一層促進するため、平成19年（2007年）10月から改正フロン回収・破壊法を施行し、整備時におけるフロン類の回収義務の追加や行程管理制度（書面によるフロン類の捕捉制度）を導入しています。

《 酸性雨等に係る対策 》

< 環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述 >

酸性雨は、大気環境への負荷が生態系などに影響を及ぼすおそれのある問題であり、その長期的影響には未解明な点も多いことから、科学的知見の充実に図りながら、予防的見地に立って対策を進める必要があります。

< 予防的取組を実施しないことによる被害の大きさ >

酸性雨による影響は、長期継続的なモニタリング結果によらなければ把握しにくく、また、湖沼や土壌の緩衝能力が低い場合には一定量以上の酸性物質の負荷の集積により急激に影響が発現する可能性があること等から、森林、土壌、湖沼などの生態系への影響等が国内で把握されることなく進行することが懸念されます。

< 施策の概要 >

酸性雨による被害の未然防止等を目的として、越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画に基づくモニタリング（湿性沈着、乾性沈着、土壌・植生、陸水）を継続的に実施し

ます。東アジア地域における酸性雨問題に関する地域協力体制の確立を目的とし、我が国のイニシアティブにより稼働した東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（E A N E T）の活動を推進します。

< 施策の進捗状況等 >

越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画に基づくモニタリングを確実に実施しており、毎年度のモニタリング結果については、越境大気汚染・酸性雨対策検討会でのデータ評価を経て、公表しています。国際的には、東アジア地域における E A N E T の活動を支援するとともに、その活動の発展（「酸性雨」から「地域大気汚染」へのスコープ拡大等）を目指しています。

イ 大気環境の保全（地球規模の大気環境を除く。）

《都市における良好な大気環境の確保に関する取組》

< 環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述 >

（都市における良好な大気環境の確保に関する）取組の実施に当たっては、我が国のこれまでの都市環境に係る経験や知見を十分踏まえ、良好な大気環境の実現を確実なものとしていくために、予防的な取組方法に留意しつつ進めます。

< 予防的取組を実施しないことによる被害の大きさ >

有害大気汚染物質は、低濃度であっても長期的な摂取により、発がん性等の健康リスクをもたらすおそれのある物質ですが、健康リスク評価に係るデータについては、科学的信頼性に制約があります。

< 施策の概要 >

平成8年の大気汚染防止法改正により、低濃度であっても長期曝露によって人の健康を損なうおそれのある有害大気汚染物質について制度化がされました。具体的な対象物質として、同年の中央環境審議会答申「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第2次答申）」において、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質として234物質、優先取組物質として22物質が選定され、排出抑制の取組が進められてきました。また、優先取組物質について、順次、環境目標値が設定されてきました。

< 施策の進捗状況等 >

環境目標値の設定に関しては、優先取組物質のうち、ベンゼン等5物質について環境基準を、アクリロニトリル等7物質について指針値をそれぞれ設定しました。また、平成22年5月から、中央環境審議会大気環境部会健康リスク総合専門委員会において、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リスト及び優先取組物質の見直しについて検討を開始しており、それと同時にヒ素及びその化合物についての指針値案についても審議を開始しています。これらについては、最新の科学的知見等を踏まえ、平成22年度中にそれぞれ見直し及び設定を行う予定です。

ウ 廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策

《物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組》

＜環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策＞

平成24年（2013年）までに東アジア地域における循環型社会ビジョンの策定を図っていくなど、将来的には、予防的な取組方法といった国際的な原則を踏まえつつ、循環資源をめぐる国際的なルール・枠組みづくりへの貢献を目指します。

＜予防的取組を実施しないことによる被害の大きさ＞

有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分によって、人の健康及び環境に対する損害が発生する可能性があります。

例えば中国のリサイクル活動が盛んな地域では、電気電子機器廃棄物（E-waste）の環境上不適正な処理により、米の重金属含有量や子供の血中鉛濃度が他地域に比べ高いことが指摘されています。しかし、この損害の程度については不確実性があります。

＜施策の概要＞

廃棄物に有害物質が含まれる場合にもたらされる人の健康や環境への影響についての不確実性も踏まえつつ、経済発展に伴って廃棄物量の増加や質の多様化が見られるアジアにおける循環型社会の形成に向けて、各国の能力開発支援、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「バーゼル条約」という。）による有害廃棄物の適正管理の取組等を行うとともに、G8における「3R（リデュース、リユース、リサイクル）イニシアティブ」等を通じ国際的な連携を進めます。

＜施策の進捗状況等＞

アジア各国のバーゼル条約担当官を集めたワークショップの開催や、コンピュータ機器廃棄物及びE-wasteの環境上適正な管理のためのプロジェクトの実施等廃棄物等の適正な輸出入及び管理に向けた取組を実施しました。なお、資源循環をめぐる国際的なルール・枠組みづくりについては、アジアの資源循環の状況に関する知見の充実、アジアの多層的なステークホルダーとの対話や認識の共有を図りつつ、将来的に取り組んでいく課題と考えられます。

エ 化学物質の環境リスクの評価・管理等に係る施策

《化学物質の環境リスクの低減に向けた取組及び化学物質の環境リスクの評価・管理に係る施策》

＜環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述＞

- ・国内外のリスク評価の結果等、入手可能な情報を最大限活用し、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれのある物質について、製造、使用、排出の制限や自主管理、公的主体による社会資本整備等、多様な手法を駆使したベストミックスによる対策を推進します。その際、化学物質のライフサイクルにわたる環境リスクの低減や予防的取組方法の観点に立つとともに、代替物質の環境リスクも考慮し、様々なばく露・影響

の可能性に配慮した総合的な対策を講じます。

- ・ 予防的な取組方法の考え方を踏まえながら、最新の科学的知見に基づき化学物質の環境リスクを適切に評価して管理することを基本として、前章（第三次環境基本計画第2部第1章）第5節に示した諸施策（上の・に記した施策）を中心に、次のような施策を推進します。

- （１）化学物質の環境中の残留実態の把握等
 - （２）化学物質のリスク評価
 - （３）化学物質のリスク管理
 - （４）化学物質に関するリスクコミュニケーション
 - （５）国際的な協調の下での国際的責務の履行と積極的対応
 - （６）国内における毒ガス弾等における対策
- （各項本文は省略）

< 予防的取組を実施しないことによる被害の大きさ >

化学物質の中には、その製造、輸入、使用等の段階で適切な管理が行われない場合に環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものがあります。

< 施策の概要 >

- （ア） 化学物質の中には、毒性の閾値の設定や環境リスクの定量的評価が困難なものがありますが、環境汚染を通じた人の健康被害及び動植物の生息・生育への支障を未然に防止するため、審査・規制制度による化学物質管理を行っています。新規化学物質を製造又は輸入しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に対し届出を行い、三大臣により当該新規化学物質が規制の対象に該当するか否かの判定がなされるまで、予防的措置としてその物質の製造又は輸入は禁止されます。

また、化学物質の性状（分解性・蓄積性・長期毒性）に応じた規制の実施に当たっては、長期毒性等を有することから製造・輸入等に関する規制措置の対象となる特定化学物質への指定に加え、予防的取組方法の観点から、特定化学物質に該当する有害性を有する疑いがある化学物質を監視化学物質（性状に応じ、第一種から第三種監視化学物質を位置付け）として指定し、取扱事業者に対し製造・輸入量等の届出を義務づけるとともに、必要に応じ、国が指導・助言を行う、あるいは一定のリスクが認められる場合には長期毒性の有無を調査するよう指示することができます。本施策は製造・輸入された化学物質が環境を経由した後、人の健康及び生態系に対して長期的な影響を及ぼすことの防止を目的としており、実施しない場合は人の健康や生態系に対し化学物質による深刻な影響が懸念されます。

- （イ） 人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号。以下「化管法」という。）に基づくP R T Rデータの円滑な集計・公表等を行い、環境リスクの理解に有用な情報を提供しています。さらに、P R T Rデータを環境リスクの管理やリスクコミュニケーション等に幅広い活用を行っています。個々の物質の環境リスクの解明や基準設定のための科学的知見が不十分であっても、こうした取組を通じ、事業者に

よる化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止しています。

- (ウ) 環境リスクをできる限り低減させるため、化学物質環境実態調査、環境リスク初期評価、化学物質の内分泌かく乱作用に関するリスク評価、官民が連携して既存化学物質のリスク評価を行うJapanチャレンジプログラム、小児等の脆弱性を考慮したリスク評価検討調査等を実施します。また、環境リスクに関する国民への正確な情報の提供、国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）の動向への積極的な関与、国内における毒ガス弾等に係る被害の未然防止に関する取組等を行います。
- (エ) 環境と調和した健全な経済産業活動と安全・安心な国民生活を実現するため、化学物質の総合的な評価を行いつつ、リスクの評価・管理及び工業ナノ粒子の特性評価のための技術体系を構築します。
- (オ) 化学物質による人の健康への影響の評価方法を開発し、人の健康に対するリスクの最小化を目指して、化学物質の総合的な評価の一層の高度化・迅速化、ナノマテリアルによる健康影響の評価方法等に関する研究を推進します。
- (カ) 農薬の環境リスクについては、飛散による周辺住民への影響、陸域生態系への影響等科学的に完全には解明されていない点もありますが、人の健康又は生態系への影響を未然に防止する観点から、これらのリスクの評価・管理手法について調査を行います。
- (キ) 化学物質管理に当たっては、国際会議への出席等を通じて、国際的動向と協調しつつ推進していきます。

<施策の進捗状況等>

- (ア) 化審法制定から平成21年（2009年）末までに11,823の新規化学物質届出について審査がされており、監視化学物質又は特定化学物質に指定された物質については化審法に基づく規制が行われてきました。特に、監視化学物質には、平成15年（2003年）の化審法改正で導入された動植物への影響に着目した審査・規制制度に基づき指定した第三種監視化学物質277物質を含む延べ1,384物質、特定化学物質には51物質をそれぞれ指定しています（平成22年（2010年）7月1日時点）。一方、約2万種類の既存化学物質については国が安全性について評価を行うこととなっていますが、平成22年（2010年）3月までに安全性情報の収集が行われている物質は2,132物質です。

既存化学物質の安全性情報については、産業界と国が連携して情報収集を行う「官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム」を実施し、情報収集に努めてきたところです。また、平成21年（2009年）5月の化審法改正により、既存化学物質も含めたすべての化学物質について一定数量以上製造・輸入した事業者に対し製造・輸入数量の届出を義務づけ、それに基づき国が安全性評価を行うこととしています。これにより、既存化学物質に対する取組が強化され、リスクが十分に低いと判断できない化学物質については優先評価化学物質に指定すること等により、予防的取組の考え方に留意した化学物質管理措置が講じられることとなります。

また、平成22年4月から一部施行されている改正化審法に基づき、化学物質について段階的な情報収集とリスク評価を進めることで、迅速かつ効率的リスク管理を進めることが可能となります。

(イ) 平成 22 年（2010 年）2 月に P R T R データの第 8 回集計・公表を行うとともに、その結果等を経済産業省及び環境省ホームページ上に掲載しました。また、個別事業所ごとの P R T R データも引き続きホームページ上で公開を行っています。なお、P R T R データの集計・公表を始めた平成 13 年度と比較して、届出排出量は減少傾向にあります。

さらに、化学物質の環境リスクをより一層把握するため、廃棄物処理施設等からの化学物質の排出量についても推計等により把握できるよう、届出事項に「廃棄物の処理方法」等を追加すること、及び届出事項の集計を効率的に行うための二次元コードを採用すること等を内容とする化管法に基づく省令の一部改正を行いました。

(ウ) 人の健康や動植物の生育・生息に有害な影響を及ぼすおそれがあるにも関わらず一般環境中での残留実態が明らかでない化学物質や経年的な残留量の把握が必要な化学物質等について、一般環境中での残留実態を調査し、種々の化学物質施策の策定に活用しました。平成 21 年度（2009 年度）は、66 物質（群）の調査結果を取りまとめました。

化学物質の内分泌かく乱作用については、そのメカニズム等に関して科学的知見が十分でないことから、平成 10 年（1998 年）に「環境ホルモン戦略計画 S P E E D '98-」、平成 17 年（2005 年）にはこれを改訂した取組方針「E X T E N D 2005」を策定し、基盤的研究、試験法の開発等の各種の取組みを実施し、開発を進めてきた魚類等の試験法が、O E C D における国際的なテストガイドラインとして採択される等の成果をあげてきました。今般、これまでの成果や国際的な動向等も踏まえ、引き続き基盤的研究等を進めつつ、評価手法の確立と評価の実施の加速化すること等を盛り込んだ、今後 5 年間の対応の方向性「E X T E N D 2010」を平成 22 年 7 月にとりまとめました。また、ほ乳類を対象とする試験や試験管内試験の手法開発についても O E C D における国際的なテストガイドラインとして採択されました。

J a p a n チャレンジプログラムについては、事業者による既存化学物質の安全性情報収集を促進しており、優先情報収集対象物質 132 物質のうち、96 物質についてその物質の安全性情報を収集するスポンサー登録が完了しています（平成 22 年（2010 年）7 月現在）。また、国内及び海外に分散する化学物質安全性情報の統合的な共有のための化学物質の安全性情報基盤整備を実施しています。さらに、G H S 文書改訂 3 版の公表を受け「事業者向け G H S 分類ガイダンス」及び「政府向け G H S 分類ガイダンス」の改訂を行いました。

小児の脆弱性に着目した化学物質のリスクを管理するための子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）について、平成 22 年度（2010 年度）から全国 10 万組の親子を対象として実施します（平成 23 年 1 月に参加者募集開始予定）。

P R T R データについて分かりやすく解説した「P R T R データを読み解くための市民ガイドブック」や、専門的で分かりにくい化学物質の情報を分かりやすく簡潔にまとめた「化学物質ファクトシート」等の作成・公表を行っています。

S A I C M については、平成 21 年 11 月に開催されたアジア太平洋地域会合において、実施状況のフォローアップ等に関する議論に参加しました。また、途上国における S A I C M の実施の開始を支援するクイックスタートプログラム（Q S P）の一環として、タイ及びブータンの化学物質管理政策等立案能力向上に関する調査を実施し、タイにお

いては調査を完了しました。

工業用ナノ材料のばく露による影響を未然に防止するため、環境省では、平成 21 年（2009 年）に「工業用ナノ材料に関する環境影響防止ガイドライン」としてとりまとめましたが、なお課題が残されていることから、平成 21 年度においては、ナノ材料の管理技術に関して、実験を交えつつ、既存技術の有効性の検討を行いました。

経済産業省では、現時点での科学的知見を基にナノマテリアルに関する安全対策について検討する必要があるため、「ナノマテリアル製造事業者等における安全対策の在り方研究会」を設置し、平成 21 年 3 月報告書を取りまとめました。本報告書を踏まえ、ナノマテリアル製造事業者等から、有害性情報や自主的な安全対策の取組状況等について情報提供を受け、平成 22 年 3 月に「ナノマテリアル情報収集・発信プログラム」として結果を経済産業省ホームページにおいて公表しました。

国内における毒ガス弾等対策については、ホームページやパンフレットを通じて、毒ガス弾等による被災の未然防止のための周知を行っているほか、土地改変指針に基づき、必要に応じて、事案環境調査未了区域における土地改変時の環境調査を実施しています。

- (イ) 社会全体における化学物質の最適管理の実現のための適切な代替物質の選択を可能とするリスクトレードオフ解析手法、化学物質のリスク評価をよりの確かつ効率よく評価するための構造活性相関・簡易有害性評価手法、工業ナノ粒子を適切に管理するためのリスク評価の手法等の開発を行っています。
- (ロ) 化学物質の総合的評価については、構造活性相関やカテゴリーアプローチ等の知見を活用した評価手法の高度化・迅速化を研究しています。ナノマテリアルについては、粒子の形状・大きさ毒性発現との関連を示す結果が得られています。このため、さらにこれらに特異的な毒性メカニズムの解明、体内動態の把握等に関する研究を進めています。
- (ハ) 農薬の飛散リスクを低減するための手法の検討、さらに、農薬による陸域生態リスクを評価するための基礎的知見の収集や鳥類等を対象としたケーススタディの手法に関する検討などを行っています。
- (ニ) ロッテルダム条約（PIC条約）における、条約対象物質の追加や削除を行う専門委員会において、我が国の行政官および専門官を派遣するとともに、科学的知見の提供等の貢献をしています。

POPs条約の規制対象物質については、化審法の規程に基づき規制の対象物質に指定、原則製造および輸入を禁止しており、国際基準への対応を実施しています。

環境リスク評価に関する国際的動向の中核組織として機能しているOECD化学品プログラムの合同会合や、専門家会議等へ参加し、国際調和の促進に貢献しています。また、OECDにおける試験法ガイドライン検討への貢献や、策定・改訂された同ガイドラインの我が国での適用等の対応を図っています。

オ 自然環境の保全

《生物多様性の保全のための取組》

＜環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述＞

- (ア) 重要生態系監視地域モニタリング推進事業（モニタリングサイト 1000）において、現在、全国の調査サイトで継続的に調査を実施しています。
- (イ) 遺伝子組換え生物等の一般環境中での使用に先立ち、カルタヘナ法に基づく生物多様性影響評価の実施と使用規程の承認申請が行われており、平成 22 年（2010 年）6 月末現在で 166 件の第 1 種使用等に係る承認を行っています。平成 21 年には、カルタヘナ法の施行から 5 年が経過し、中央環境審議会野生生物部会遺伝子組換え生物小委員会において法律の施行状況の検討が行われました。その結果、法律の枠組みの修正は必要ないが、運用方法や情報提供に関して改善措置の検討が必要とされました。施行状況の検討結果を受け、生物多様性影響評価で必要とされるデータについては、蓄積された知見と経験を踏まえ、適宜点検を行います。また、遺伝子組換え技術については、さまざまな技術が実用化されつつあることから、最新の知見に基づいた生物多様性影響評価の方法の検討を行っていくことが必要です。
- (ウ) 外来生物法に基づき、平成 22 年（2010 年）6 月末現在で 97 種類の特定外来生物及び 54 種類の未判定外来生物の指定を行っています。平成 21 年度には、未判定外来生物として輸入の届出がされたシママングースは、国内における侵入・定着の実績はないものの、その近縁種のジャワマングースが国内の生態系及び農林水産業に及ぼしている被害を考慮し、同様の被害を及ぼすおそれがあるとして、平成 22 年 2 月に特定外来生物に指定されました。
- (エ) 農林水産省生物多様性戦略に基づき、環境保全型農業の推進等、生物多様性の保全を重視した農林水産施策の推進に加え、農林水産業と生物多様性の関係を定量的に測る指標の開発を進めています。また、生物多様性の保全を重視した生産活動を国民に分かりやすくアピールする「生きものマーク」の取組を推進しています。平成 22 年 3 月には、「生きものマーク」の取組事例や取組を始めるためのポイントを紹介した「生きものマークガイドブック」を取りまとめたところです。

（2）各種施策の基盤となる施策

《長期的な視野を持った科学技術の基盤の整備・調査研究の充実》

＜環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述＞

- ・科学的不確実性の残る段階での予防的対策に資する科学技術等を推進します。
- ・調査研究については、人文、社会、自然科学の幅広い分野にわたり、国際的な視野に立ち、産学官の連携のもと、総合的・統合的な研究、予防的・予見的な対策に資する研究等を含め、重点化を図りながら総合的に推進します。

＜施策の概要＞

科学技術の基盤の整備及び各種調査研究にあっては、以下の取組について、関係府省庁の施策への反映に資するよう、総合的に推進します。

- (ア) 予防的対策に資する科学技術について広く産学官などの英知を活用した研究開発の提案を募り、優秀な提案に対して研究開発を競争的研究資金（環境研究総合推進費）に

より支援しています。

- (イ) 予防的な対策に資する研究を推進するために、地球環境保全のための予防的な政策に資する調査研究を競争的研究資金（環境研究総合推進費）により支援しています。
- (ウ) 食料、水環境・水資源、自然生態系、防災、健康、交通、産業、国民生活等の各分野における気候変動の影響及び将来予測に関する情報を収集、整理し、我が国における適応の基本的考え方や各主体間の役割を示す適応ガイドラインを策定します。
- (エ) 東アジア地域における衛星データの受信及び地上観測実施により、土地被覆分布や植生など陸域生態系及び凍土融解に関する解析を実施します。さらに環境資源・農業生産などへの影響評価モデルと衛星・地上観測システムの統合化により、観測データを用いた温暖化影響評価を行う温暖化影響早期観測ネットワークを構築します。
- (オ) 地球環境保全及び持続可能な開発のための政策立案や調査研究に資するため、地球環境の現況を表す全球統一仕様の基盤的地理情報である地球地図の整備を国家地図作成機関等と連携して推進するとともに、関係機関と連携し利活用を促進します。

< 施策の進捗状況等 >

- (ア) 競争的研究資金（環境研究総合推進費）について、平成 22 年度は、「風力発電等による低周波音の人への影響評価に関する研究」等を戦略指定領域として課題を採択し、研究開発に取り組んでいます。
- (イ) 戦略的研究プロジェクト S-5「地球温暖化に係る政策支援と普及啓発のための気候変動シナリオに関する総合的研究」（研究期間：平成 19 年度（2007 年度）～平成 23 年度（2011 年度））では、不確かさを考慮した温暖化影響評価とその伝達に関する研究等を行っています。また、平成 22 年度から開始された戦略的研究プロジェクト S-8「温暖化影響評価・適応政策に関する総合的研究」（研究期間：平成 22 年度（2010 年度） - 平成 26 年度（2014 年度））では、自治体レベルでの温暖化影響の定量的評価と適応策立案手法の開発等を行っています。
- (ウ) 各分野における温暖化の影響評価に関する知見を整理するとともに、我が国における適応の基本的な考え方等を示した適応ガイドラインを検討しています。
- (エ) 東アジア地域において衛星・地上統合観測システム 7 地点を構築しました。また、衛星データベースの作成により、国際的な地域環境計画立案に貢献しています。
- (オ) 地球環境保全及び持続可能な開発のための政策の迅速かつ効果的な決定は、科学的知見に基づき、客観的かつ公平に行う必要があります。地球地図は全球を対象とした信頼性のある統一規格の地理空間情報であり、政策決定の基盤となるものです。また、地球環境の変化の把握、地球温暖化の影響評価等の予防的取組に、より一層貢献するため、行政情報コードの付与、各種統計情報の統合利用、データ形式の国際標準準拠などの仕様改訂を行い、地球地図第 2 版の整備を進めています。

(3) 国際的取組に係る施策

《 国際的枠組みやルールの形成等の国際的取組の推進 》

<環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述>

当該地域（東アジア地域）では、今後更なる経済成長が予想されることから、我が国が過去の環境汚染へ取り組む中で得た教訓が共有されるよう努めつつ、経済実態に即して、汚染者負担原則、予防的な取組方法の考え方等を十分に考慮した適切な対応がなされるよう、各国に働きかけていきます。その際には、東アジアの国々の環境や経済社会の状況に応じて、政府のみならず事業者、市民、国際機関等多様な主体とのパートナーシップの下で取り組んでいきます。

<予防的取組を実施しないことによる被害の大きさ>

更なる経済成長が予想される東アジア地域では、水質汚染や大気汚染、水銀等有害金属による汚染、石綿問題等といった、公害の発生による健康被害が問題となっています。また、地球温暖化や黄砂、酸性雨、光化学オキシダントのように国境を越えた環境汚染による人の健康や生態系への影響もさらに深刻化することが予想されます。

<施策の概要>

クリーンアジア・イニシアティブは、環境と共生しつつ経済発展を図るアジアモデルの持続可能な社会の構築を目指しています。このイニシアティブでは、急激な経済発展に伴い深刻な環境劣化が懸念されている東アジア諸国に先進諸国の経験・技術・組織・制度を予防的に導入することで、産業公害などの「前車の轍」を踏まずに経済発展を遂げることが可能であり、このいわゆる「リープ・フロッグ」を実現するよう、各種の政策対話、技術協力、共同調査・研究等を推進します。

例えば、酸性雨・黄砂等の越境大気汚染モニタリング、気候変動影響予測、生物多様性等のモニタリング体制の強化等の予防的取組に必要な協力を進めるとともに、途上国において喫緊の課題である環境汚染対策と地球温暖化対策を同時に達成するコベネフィット・アプローチ等による対策面での協力を進めます。

<施策の進捗状況等>

平成 22 年度（2010 年度）では、クリーンアジア・イニシアティブとして 51 の協力事業が推進されています。平成 22 年（2010 年）3 月には、インドネシア・ジャカルタで「東アジア首脳会議環境大臣会合 環境的に持続可能な都市ハイレベルセミナー」を、東アジア各国及び国際機関等の参加を得て開催しました。また、平成 21 年 10 月の ASEAN+3 環境大臣会合及び平成 22 年 5 月の第 12 回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM12）等の様々な会合の機会を活用し、本イニシアティブの周知を進めるとともに、各国ニーズの把握及び意見交換を通じ、具体的な協力プロジェクトの発掘を行っています。

4. 環境情報戦略に基づく施策のフォローアップ調査の結果について

(1) 環境情報戦略の策定経緯等

平成 18 年 4 月、「第三次環境基本計画」が閣議決定され、環境情報戦略を策定することとされました。また、平成 20 年 8 月、IT 戦略本部が「重点計画-2008」を決定し、「2008 年度までに、環境情報の長期的かつ総合的な基盤整備に関する基本方針となる「環境情報戦略」を策定し、同戦略に基づく取組を開始する」こととされました。

これらの動きを踏まえ、総合政策部会に環境情報専門委員会が設置され、環境情報戦略策定に向けた検討が行われるとともに、総合政策部会での審議及び関係府省との調整を経て、平成 21 年 3 月、環境基本計画推進関係府省会議環境情報戦略連絡会（以下、「環境情報戦略連絡会」という。）において環境情報戦略が決定されました。

同戦略においては、平成 22 年度から概ね隔年で、「環境省は、（中略）当面優先して取り組む施策に係るものの進行管理に必要な調査を環境基本計画に基づく施策の分野ごとの点検の一環として実施する」こととされています。

なお、同記述に基づく調査（以下「フォローアップ調査」という。）は、環境情報戦略策定後、今回が初めてになります。

(2) 環境情報戦略の概要

環境情報戦略は、基本方針として、以下を定めています。

- ・ 環境行政に必要な情報が目的に併せて適時に利用できるような「情報基盤」を構築すること
- ・ 各情報利用者の立場に立って情報提供を図るため、情報の体系的な整理や信頼性、正確性の確保等を図った上で、利用者のニーズに応じて適時に利用できる情報の提供を進めること

また、上記の基本方針に基づいて施策を進めるに当たり、「情報立脚型の環境行政の実現のための情報整備と活用」及び「利用者のニーズに応じた情報の提供」の 2 つの観点から、以下の当面優先して取り組む施策が定められています。

【情報立脚型の環境行政の実現のための情報整備と活用】

- ① 環境と経済社会活動に関する情報収集の強化
- ② 国土の自然環境に関する情報収集の強化
- ③ 情報アーカイブの構築
- ④ 標準的フォーマットによる提供情報の信頼性、正確性の確保等
- ⑤ 環境省と関係府省及び地方公共団体等との連携協力
- ⑥ 環境情報の質の向上に向けた取組
- ⑦ 環境情報の収集、整理、提供に関する国際協力ネットワークの強化・構築
- ⑧ IT の活用

【利用者のニーズに応じた情報の提供】

- ① 環境と経済社会活動等に関する情報の提供強化